

議案第18号

東近江市野口謙蔵記念館条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市野口謙蔵記念館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市野口謙蔵記念館条例の一部を改正する条例

東近江市野口謙蔵記念館条例（平成17年東近江市条例第284号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第1条中「市民文化の向上に貢献する」を「市民の芸術文化の振興及び普及並びに涵養を図る」に、「野口謙蔵記念館」を「東近江市野口謙蔵記念館」に改め、「）を」の次に「滋賀県東近江市綺田町442番地に」を加え、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、東近江市野口謙蔵記念館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第3条の見出し中「開館時間」を「利用時間」に改め、同条第1項中「開館時間」を「利用時間」に、「午前10時」を「午前9時」に、「午後4時30分」を「午後8時」に改め、同条第2項中「次に掲げるとおり」を「12月28日から翌年1月4日まで」に改め、同項各号を削る。

第4条第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 故野口謙蔵の顕彰に関する事業
- (2) 芸術の創造及び普及に関する事業
- (3) 記念館の貸館に関する事業

第4条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

（利用の許可）

第5条 記念館を利用しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、記念館の管理上必要な条件を付すことができる。

（利用の許可の制限）

第6条 市長は、記念館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 記念館の施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 記念館の設置の目的に反すると認められるとき。
- (4) あらかじめ承認を受けた場合を除き、物品の販売、勧誘その他これに類する商

行為をするおそれがあると認められるとき。

(5) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、記念館の管理上支障があると認められるとき。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条中「入館者」を「利用者」に改め、同条ただし書中「損害賠償の」を「その」に改め、同条を第10条とする。

第7条（見出しを含む。）中「入館料」を「使用料」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（利用の許可の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) 第5条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の目的に違反して利用したとき。

(2) 記念館の利用が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 利用者が利用の許可に付された条件に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

（使用料）

第8条 利用者は、別表に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全額又は一部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

単位	金額
1日当たり	3,000円

備考

1 市外在住者又は市外に所在する法人若しくは団体が利用する場合は、その使用料の5割に相当する額を加算した金額とする。

2 利用者が利用に際し、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は宣伝その他これに類する目的をもって催物を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 入場料又はこれに類するものが1,000円を超える場合 使用料の5割に相当する額を加算した金額
- (2) 入場料又はこれに類するものが1,000円以下の場合 使用料の3割に相当する額を加算した金額
- 3 記念館を連続して6日以上利用する場合における6日目以後の使用料は、その使用料の5割に相当する額を減額した金額とする。ただし、上記2に該当する場合は、この限りでない。
- 4 やむを得ない事情により第3条に規定する利用時間を超過して利用する場合の使用料は、超過する時間1時間（当該時間に30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てる。）につき1,000円とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

東近江市野口謙蔵記念館において貸館事業を実施したく、本議案を提出するものである。